

公園内雪置き場の ルールとお願い

遊具・樹木の損傷や事故を誘発する可能性があるため、公園には、原則として雪を捨てることはできません。しかし、町内会と札幌市との間で協定を結び、責任を持ち、ルールを守ることで、公園内に雪をおくことができます。

公園
雪置き場の

注意!!

事故誘発と遊具破損のおそれ

- ① 搬入するスロープは、
勾配をゆるく、安全に配慮
- ② 遊具の周辺に雪を置かない



子どもがスロープや雪山から
道路に滑り降りて事故を誘発するおそれ



遊具・樹木が雪の重みで破損のおそれ

お問い合わせ

札幌市建設局雪対策室事業課

TEL 011-211-2662 FAX 011-218-5141

札幌市白石区土木部維持管理課

TEL 011-864-8125 FAX 011-864-4530

裏面に続く



公園の雪置き場のルール

雪置きルール 1

安全パトロール

雪山で遊んでいる子どもへの注意喚起や危険な雪積みをしないようパトロールをお願いします。

雪置きルール 2

遊具・樹木の周りに雪を置かないよう注意!

遊具・樹木の損傷や事故を防ぐため、遊具・樹木の周りに雪を置かないでください。

地域で子どもの見守りもお願いします



雪置きルール 3

重機での搬入は禁止!

ママさんダンプなど家庭用の除雪用具で雪を搬入してください。

雪置きルール 5

みんなにルール周知

地域の人にルールを周知・徹底してください。

また、施設の破損があった場合には、簡易な補修は町内会に実施していただくとともに、土木部維持管理課に連絡し、安全な環境維持に協力していただきます。

雪置きルール 4

春先に清掃活動

冬季間も含め公園は子どもたちの貴重な遊び場です。春先に地域の皆様で早く利用できるよう雪割り作業の実施、ゴミ拾いなどの清掃活動をお願いします。

冬の公園利用のルール



ゆきやま とうろ すべ
雪山から道路に滑り
お ぜったい
降りるのは絶対だめ!

ゆうぐ まわ
遊具の周りに
み くらどう
見えない空洞ができ、
お
落ちて、けがをする
ことがあるので注意!

